Contents

Preface

Introd	uction — 比較憲法のすすめ	初宿正典1
Ι	はじめに 比較するということ	ı
${ m II}$	比較の対象となる国の限定	3
Ш	比較憲法の意義	4
СНАР.	1 — イギリス	上田健介7
I	歷 史	7
	イギリス憲法史の形成 立憲民主政制の形成以後	
II	総 論	10
	国家政体 国家領域 平和主義と軍隊	
Ш	議会と内閣	13
	選挙とレファレンダム 議 会 政 府 財政制度	
IV	裁判所	22
	司法制度 人権法に基づく人権条約適合性審査	
V	地方制度	25
	4つの地域 地方自治	
VI	基本権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
СНАР.	2 アメリカ	岸野 薫30
I	総 論	30
	憲法史概説 国家政体――アメリカ立憲主義の企図	
${ m II}$	人 権	35
	権利章典と編入理論 二重の基準論 憲法に明示され 利	ない権

Ш	立法府38
	連邦議会の組織 連邦議会の権限 権力分立の中の連邦議会 立法過程
IV	執行府
	大統領制 大統領の権限
V	司法府53
	裁判所制度 司法審査制 司法権の及ぶ範囲
VI	憲法修正
	最高裁判決と憲法修正 憲法修正手続
СНАР.	3 ─ フランス ····································
I	フランス憲法史の展開64
	第五共和制憲法まで 第五共和制憲法の制定 (1958年)
Π	現行憲法の概要67
	特 徴 フランス共和国の基本原理 憲法改正
${ m I\hspace{1em}I}$	大統領と政府75
	大統領 政府
IV	議 会81
	組織と運営 権限
V	裁判制度と違憲審査制度87
	裁判制度 憲法院と違憲審査制度
СНАР.	4 ― ドイツ … 櫻井智章 … 94
I	憲法史概観94
	国家統一と憲法制定への道のり フランクフルト憲法 プロ
	イセン憲法 ビスマルク憲法 ヴァイマル憲法 ナチス体
	制 ボン基本法の成立 東西ドイツ統一
Π	総 論
	前 文 国家の形態 国家の象徴 国防と国際協調 憲
	法改正

Ш	基本権
	ヴァイマル憲法との対比 特徴的な基本権論
IV	議 会
	連邦議会と連邦参議院 連邦議会議員選挙 政 党 立法 手続 議会の権限
V	執行権
	連邦大統領 連邦政府 議会と政府の関係 行 政
VI	裁判所
	裁判所制度 連邦憲法裁判所
СНАР.	5 — イタリア
I	歴史的背景
	サルデーニャ王国基本憲章 現行憲法の制定
II	基本原理
	共和政体・国民主権 人権保障 侵略戦争の放棄 国のア
ш	イデンティティに関する規定 市民の権利および義務
Ш	中氏の権利およい義務
IV	至 会 ···································
11	
V	二 二 二 二 二 二 に制 立 法権 その他の権限 二 に制 改革の動向
V	
V VI	二院制 立法権 その他の権限 二院制改革の動向 大統領および政府 142
	二院制 立法権 その他の権限 二院制改革の動向 大統領 政府(内閣)
	二院制 立法権 その他の権限 二院制改革の動向 大統領 および政府 142 大統領 政府 (内閣) 144
VI	二院制 立法権 その他の権限 二院制改革の動向 大統領 政府(内閣) 司 法 144 通常裁判所 最高司法会議 行政裁判所 地方制度 146 道州制 州 市町村および県
VI	二院制 立法権 その他の権限 二院制改革の動向 大統領 政府(内閣) 司 法 144 通常裁判所 最高司法会議 行政裁判所 地方制度 146

CHAP.	6 ─ スペイン ·················ペドリサ・ルイス······152
I	スペイン憲法史152
	歴代憲法史(1) 歴代憲法史(2) 1978年憲法の構造
Π	序編および国家に関わる3原則159
	序 論 社会的かつ民主的法治国家の原則 地方自治国家の
	原則 議会君主制国家の原則
Ш	スペイン憲法における基本権の保障163
	基本権保障の規定 基本的権利の享有主体 基本的権利の保 障
IV	曜 権力分立の仕組み ······ 167
11	国会と立法権 内閣と行政権 裁判所と司法権
V	憲法裁判所
V	憲法第9編 憲法訴願 憲法上の諸手続
VI	憲法の改正 174
41	通常手続と厳格手続 各手続の概要
	210 1000 30011 1000 11 1000
<i>a</i>	7 ─ カナダ····································
CHAP.	
	4A =A
1	総論 176
	歴 史 憲法を構成するもの 国家政体
П	歴 史 憲法を構成するもの 国家政体 統治機構
П	歴 史 憲法を構成するもの 国家政体 統治機構 180 連邦議会 内 閣 裁判所 連邦主義 地方自治(州)
	歴 史 憲法を構成するもの 国家政体 統治機構 180 連邦議会 内 閣 裁判所 連邦主義 地方自治(州) 憲法改正 (1982年憲法第 5 章38条~49条) 187
П	歴 史 憲法を構成するもの 国家政体 統治機構 180 連邦議会 内閣 裁判所 連邦主義 地方自治(州) 憲法改正 (1982年憲法第5章38条~49条) 187 発 議 6つの形態
П	歴 史 憲法を構成するもの 国家政体 統治機構 180 連邦議会 内 閣 裁判所 連邦主義 地方自治(州) 憲法改正 (1982年憲法第 5 章38条~49条) 187 発 議 6つの形態 人権保障の枠組み 188
П	歴 史 憲法を構成するもの 国家政体 統治機構 180 連邦議会 内閣 裁判所 連邦主義 地方自治(州) 憲法改正 (1982年憲法第5章38条~49条) 187 発 議 6つの形態
II III IV	歴 史 憲法を構成するもの 国家政体 統治機構 180 連邦議会 内閣 裁判所 連邦主義 地方自治(州) 憲法改正 (1982年憲法第5章38条~49条) 187 発 議 6つの形態
II III IV	歴 史 憲法を構成するもの 国家政体 統治機構 180 連邦議会 内 閣 裁判所 連邦主義 地方自治(州) 憲法改正 (1982年憲法第 5 章38条~49条) 187 発 議 6つの形態 188 人権保障の枠組み 188 人権憲章の構造 代表的な諸権利 28 一大韓民国 295 395 395 395 395 395 395 395 395 395 3
II III IV	歴 史 憲法を構成するもの 国家政体 統治機構 180 連邦議会 内 閣 裁判所 連邦主義 地方自治(州) 憲法改正 (1982年憲法第 5 章 38条~49条) 187 発 議 6つの形態 人権保障の枠組み 188 人権憲章の構造 代表的な諸権利 28 一大韓民国憲法の概観とその特徴 295 大韓民国憲法の概観とその特徴 195
II III IV	歴 史 憲法を構成するもの 国家政体 統治機構 180 連邦議会 内 閣 裁判所 連邦主義 地方自治(州) 憲法改正 (1982年憲法第 5 章38条~49条) 187 発 議 6つの形態 188 人権保障の枠組み 188 人権憲章の構造 代表的な諸権利 28 一大韓民国 295 395 395 395 395 395 395 395 395 395 3

	憲法の前文 民主主義の原理 法治国家の原理 福祉国家 の原理および社会的市場経済主義 文化国家の原理 国際平 和主義
Ш	基本権202
	国民の基本権保障 基本権の概観および基本権の主体 基本 権の種類 基本権の制限と要件 国民の義務
IV	統治構造
V	憲法改正手続および限界214
	憲法改正手続 憲法改正の限界 現行憲法をめぐる最近の動 向
СНАР.	9 — EU (欧州連合) ····································
I	EU と欧州統合の歴史 ····································
	シューマン宣言と欧州石炭鉄鋼共同体の設立 ローマ条約とそ の後の発展 EUの発足と進化 欧州憲法条約の挫折とリスボ ン条約
${ m II}$	EU とその法的根拠219
	基本条約 法の一般原則 基本権憲章 国際法 EU派生 法 EUの超国家性とEU法の優越性
Ш	基本条約の改正 と EU への加盟・離脱 225 基本条約の改正 EU への加盟と脱退
IV	EUの諸機関227
	欧州首脳理事会 理事会 欧州委員会 欧州議会 EU司 法裁判所 その他の機関
V	EUの権限行使とその手続239
	EUの権限 EUの行為 立法手続 財 政 対外行動と 共通外交・安全保障
Inde	ex
編者	・執筆者紹介

コラム目次

- 1 コモンウェルス(II) 2 憲法の法源(27) 3 大統領の地位(48)
- 4 憲法改正・憲法変遷・憲法改革(61) 5 前 文(68) 6 直接選挙・間接選挙・複選制(82) 7 憲法という語の由来(96) 8 憲法裁判所(125)
- 9 元 首(143) 10 国と地方の関係(147) 11 国歌、国旗、言語、首都、

領土(160) 12 憲法と憲法典(179) 13 二院制と一院制(197) 14 選挙

権・被選挙権の年齢比較(234) 15 中央銀行(245)